

令和 2 年 6 月 7 日現在

機関番号：32406

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03510

研究課題名（和文）消費者取引に関する集団的被害救済と違法収益徴収における司法と行政の役割

研究課題名（英文）The Rolls of Justice and Administration in the Collective Consumer Redress and Deprivation of Illegal Profit

研究代表者

宗田 貴行（Soda, Takayuki）

獨協大学・法学部・准教授

研究者番号：60368595

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：第一に、消費者団体の妨害排除請求権に基づく被害回復について、ドイツの判例・学説、EUの団体訴訟に関する新指令案（2018年）を調査し明らかにした。

第二に、消費者裁判手続特例法の利用の問題点と改善について、ドイツのムスタ確認訴訟制度の制定・運用、上記EU指令案の集団的被害回復制度を参考にして検討した。

第三に、EU及びドイツにおける行政処分に基づく被害回復について、EU消費者保護協力規則（2017年）等を調査し、我が国の消費者法の行政処分による被害回復について研究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の学術的意義は、第一に、被害回復は、故意又は過失をその成立に要する不法行為に基づく損害賠償請求等によるのが一般的であるが、故意又は過失を要さない妨害排除請求権に基づく被害回復が可能であることを示したことである。第二に、公法私法二元論の下、被害回復は、私法及び司法によるのが一般的であるが、今日における消費者法分野においては、行政処分による被害回復が可能であることを示したことである。

本研究の社会的意義は、これらにつき、裁判所や行政庁の今後の運用に影響を与え得ることである。

研究成果の概要（英文）： The first point of my study is about collective consumer redress by the right to petition for the statement of interference of consumer organization. I have surveyed Proposal for a Directive of the European parliament and of the council on representative actions for the protection of the collective interests of consumers (2018/0089(COD)).

The second point of my study is about the problems of Act on Special Measures Concerning Civil Court Proceedings for the Collective Redress for Property Damage Incurred by Consumers. I have surveyed new collective consumer redress system (so called "Musterfeststellungsklage") in Germany and the Proposal of EU.

The third point of my study is about collective consumer redress by the administrative order in EU, Germany and Japan. I have surveyed the EU Regulation on consumer protection cooperation((EC)No 2006/2004).

研究分野：消費者法

キーワード：消費者の被害回復 消費者団体訴訟 妨害排除請求権 行政処分による被害回復

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

第一に、適格消費者団体の差止請求権制度によって被害を救済することの可能性が不明であった。

第二に、消費者裁判手続特例法の利用が芳しくないことから、その問題点と改善を検討する必要があった。またドイツやEUにおいては、わずかしが関連制度がなく、まだ適切に参考にしうる状況にはなかった。

第三に、行政処分による被害回復が可能であるのかについて、一部の分野の調査しかできておらず、確信が得られていない状態にあった。

2. 研究の目的

本研究は、ヨーロッパにおける消費者法分野の集団的被害救済制度及び違法収益の徴収制度を研究することを全体的構想とする。本研究の具体的な目的は、EU及びEU加盟国特にドイツにおけるこれらの制度を分析・検討し、これらの制度における行政と司法の役割を明らかにすることである。

3. 研究の方法

本研究の課題は、第一に、民事訴訟による消費者の集団的被害救済、第二に、行政処分による消費者の集団的被害救済、第三に、行政処分または民事法上の請求権に基づく違法収益徴収の検討である。

第一の点については、ドイツにおける消費者団体が消費者の請求権を訴訟上纏めて行使する制度を参考にした。また、2018年に立法されたドイツにおけるムスタ確認訴訟制度の制定と団体訴訟に関する新EU指令案(2018年)について、調査・検討を重ねた。さらに、消費者団体の妨害排除請求権に基づく被害回復について、ドイツの判例・学説を調査し検討した。

第二の点については、ドイツにおける連邦カルテル庁の返金命令の分析・検討、行政処分による被害回復を定めたEU消費者保護協力規則(2017年)の調査・検討を行った。

第三の点については、上記ドイツにおけるムスタ確認訴訟制度、EUにおける団体訴訟に関する新指令案(2018年)における集団的被害回復制度の検討を行った。

4. 研究成果

第一に、消費者法違反によって多数の消費者に同種の被害が生じた事例において、適格消費者団体の差止請求権制度によって被害を救済することの可能性について調査・検討を行った。その結果、差止請求権と相互補完関係にある妨害排除請求権に基づく被害回復が可能であるとの結論に達した。

第二に、消費者裁判手続特例法の利用が芳しくないことから、その問題点と改善について、ドイツにおいて新たにスタートしたムスタ確認訴訟制度の制定及びその運用、上記EU指令案における集団的被害回復制度を調査・検討した。

その結果、我が国の消費者裁判手続特例法の適用範囲が無用に限定されていること等の問題が明らかとなった。特に、共通義務確認訴訟と簡易確定手続との二段階の手続をセットにしている設計上、第一段階の手続で解決可能であるが第二段階では解決困難な事例を、第一段階の手続の入り口段階で排除しているといえる。このことに基づき、同法は、係る制度

設計によって、第一段階の手続後の和解で終結するような事案の解決可能性を阻んでいるといえる。

第三に、従来は、公法私法二元論の下で、行政処分の役割は、被害予防と将来の被害の拡大防止にあり、被害回復は、民事・司法の役割であるとされてきた。しかし、近時、EU及びドイツにおいては、行政処分に基づく被害回復が認められていることを調査・研究した。その結果、我が国においても、行政処分に基づいて、消費者の財産的被害回復を行うことの可能性を検討することができた。

具体的には、一定の場合には、特商法違反や景表法違反に関して、一定の要件の下であれば被害回復を行政処分によって命じることができると考えられる。もっとも、この点については、まだドイツ及びEUにおいても歴史が浅いことから、今後の展開も踏まえて、我が国についてなお検討を要するので、引き続き調査・検討を行うこととしている。

これらについては、日本比較法学会（2017年）、ドイツ比較法学会（2017年）、日本消費者法学会（2018年）、日本経済法学会（2019年）のシンポジウムにおいて、報告を行った。これらの成果につき、経済法学会の若手研究者を対象とする第35回横田正俊記念賞を受賞した（2020年）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 105号
2. 論文標題 適格消費者団体の差止請求権の種類・目的・要件・内容 妨害排除請求権の意義とその活用	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 161 - 230頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 46巻4号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法第9次改正による民事的救済制度の改善（2）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 473 - 480頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 46巻5号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法第9次改正による民事的救済制度の改善（3）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 625 - 632頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 46巻6号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法第9次改正による民事的救済制度の改善（4）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 792 - 800頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 46巻7号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法第9次改正による民事的救済制度の改善(5・完)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 963 - 968頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 106号
2. 論文標題 消費者の集団的利益保護のための団体訴訟に関するEU指令案 適格消費者団体訴訟・消費者裁判手続特例法との比較検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 189 - 245頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 107号
2. 論文標題 ドイツ民法改正による多数消費者被害救済のためのムスタ確認訴訟制度の制定 我が国の消費者裁判手続特例法との比較検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 215 327頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 40号
2. 論文標題 行政処分による消費者被害救済	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 51 - 59頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 42号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法上の行政処分による集团的消費者被害救済	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 229 - 257頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 57巻1号
2. 論文標題 ドイツにおける消費者団体訴訟制度の新たな展開 消費者被害救済のための妨害排除請求権の活用	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国民生活研究	6. 最初と最後の頁 1 - 25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 46巻3号
2. 論文標題 ドイツ競争制限禁止法第9次改正による民事的救済制度の改善[1]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 299 - 310
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 234号
2. 論文標題 入札談合による損害賠償請求 (多摩ニュータウンストーカ炉談合損害賠償請求事件)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト経済法・審決判例百選、別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 234 - 235
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 55号
2. 論文標題 景表法上の適格消費者団体の差止請求権に係る『現に行い又は行うおそれ』の要件	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 54 - 57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宗田貴行	4. 巻 79号
2. 論文標題 ドイツにおける消費者法分野の被害救済・違反抑止手法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 17 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 宗田貴行
2. 発表標題 行政処分による消費者被害救済
3. 学会等名 日本消費者法学会第11回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宗田貴行
2. 発表標題 ドイツ
3. 学会等名 日本比較法学会シンポジウム「消費者法の発展 被害の救済方法と抑止方法の多様化」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 宗田貴行
2. 発表標題 Collective Legal Protection in Japan
3. 学会等名 ドイツ比較法学会シンポジウム「Das Recht und seine Durchsetzung」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----